

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査並びに同条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年10月28日

山形市監査委員 玉田芳和
同 村山秀幸
同 菊地健太郎
同 武田聰

記

1 定例監査

- (1) 監査の対象部課等 福祉推進部長寿支援課、障がい福祉課
- (2) 監査の期間 令和3年9月21日から令和3年10月25日まで
- (3) 監査の範囲 令和2年度の事務事業の執行状況
- (4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
福祉推進部 長寿支援課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 山形市老人クラブ連合会補助金の交付事務において、交付決定伺に補助対象経費の記載がなかった。</p> <p>2 備品の管理において、現物が確認できないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ デジタルカメラ・ ラベルワープロ
福祉推進部 障がい福祉課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 山形市医療的ケア児受入促進事業費補助金の交付事務において、誤って補助金を多く交付していた。</p>

- (5) 準拠基準 山形市監査基準
- (6) 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

（7）監査の方法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

2 財政援助団体等監査

（1）監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課等	監査対象とした項目及び金額
社会福祉法人友愛会	福祉推進部 長寿支援課、障がい福祉課	山形市社会福祉施設等施設整備費補助金 8, 633, 000円 山形市老人福祉センター黒沢いこい荘の指定管理料 38, 601, 000円
一般社団法人山形市農業振興公社	農林部 農政課	出資金 20, 000円 山形市生産者補給金支援事業費補助金 1, 516, 013円 山形市農作業受委託推進事業費補助金 7, 964, 232円 山形市農業振興公社運営支援事業費補助金 3, 210, 297円 山形市農業研修センターの指定管理料 11, 589, 000円

（2）監査の期間 令和3年9月2日から令和3年10月25日まで

（3）監査の範囲

令和2年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課等の事務の執行状況

（4）監査の結果

団体及び所管部課等名	監査の結果
社会福祉法人友愛会 福祉推進部長寿支援課、障がい福祉課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <ol style="list-style-type: none">会計経理事務において、団体の決算における計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、その附属明細書、財産目録及び固定資産管理台帳について、補助金に係る金額の記載が誤っていた。（友愛会）黒沢いこい荘の施設管理において、消防法施行規則に定められた回数の消防訓練を実施していなかった。（友愛会）黒沢いこい荘指定管理に係る会計経理事務において、4か月間にわたり請求書が保管されていないものがあった。（友愛会）

一般社団法人山形市農業振興公社 農林部農政課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があつたので、適切な措置を講じられたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1 農業研修センター管理運営に係る協定等に基づく義務の履行において、管理運営業務仕様書に記載された内容で業務を行っていないものがあつた。（山形市農業振興公社） <ul style="list-style-type: none"> ・ 净化槽設備保守点検 2 農業研修センターの会計経理事務において、次のようなものがあつた。（山形市農業振興公社） <ol style="list-style-type: none"> (1) 産業廃棄物運搬処理業務委託について、契約に含まれている種類の産業廃棄物であるにも関わらず、契約外のものとして別途請求され支払っているもの (2) 水道設備漏水修理工事について、予定価格を超えた金額で工事を発注しているもの
-------------------------------	---

(5) 準 抱 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

ア 団体（財政援助団体、出資団体、公の施設の指定管理者）に関する監査

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

イ 所管部課等に対する監査

監査対象団体に係る財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。